

議案第257号

大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例案

大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市区役所附設会館条例

第1条第1項中「次に掲げるコミュニティ振興施設を設置する」を「区役所附設会館（以下「会館」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする」に改め、各号を削り、同条中第2項及び第3項を削る。

第2条中第2項を削る。

第3条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条中第2項を削る。

第4条第1項中「及びセンター（以下「会館等」という。）」を削り、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に、「会館等」を「会館」に改め、同条第4項中「別表第3に掲げる会館」を「代行会館」に改める。

第5条第1項中「会館等」を「会館」に改め、同条第3項中「別表第3に掲げる会館」を「代行会館」に改める。

第10条中「別表第3に掲げる会館」を「代行会館」に改める。

第11条第1項中「会館等」を「会館」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第21条第1号中「第3条第1項各号及び第2項各号」を「第3条各号」に改める。

附則第4項から第12項まで及び別表第2を削る。

別表第3中

「

大阪市立市民交流センターなにわ

大阪市立市民交流センターよどがわ
大阪市立市民交流センターひがしよどがわ
大阪市立市民交流センターあさひ西
大阪市立市民交流センターあさひ東
大阪市立市民交流センターすみよし南
大阪市立市民交流センターすみよし北
大阪市立市民交流センターひがしすみよし
大阪市立市民交流センターひらの
大阪市立市民交流センターにしなり

」

を削り、同表を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立市民交流センターなにわ、大阪市立市民交流センターよどがわ、大阪市立市民交流センターひがしよどがわ、大阪市立市民交流センターあさひ西、大阪市立市民交流センターあさひ東、大阪市立市民交流センターすみよし南、大阪市立市民交流センターすみよし北、大阪市立市民交流センターひがしすみよし、大阪市立市民交流センターひらの及び大阪市立市民交流センターにしなりの使用料については、なお従前の例による。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

市民交流センターなにわほか9センターを廃止するため、条例の一部を改正する必要があるの
で、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市コミュニティ振興施設条例 (抄)
区役所附設会館

(設 置)

第1条 コミュニティ活動の振興及び市民の福祉の増進に資するため、本市に次に掲げるコミュニティ
区役所附設会館 (以

ティ振興施設 を設置する。
下「会館」という。) し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(1) 区役所附設会館 (以下「会館」という。)

(2) 市民交流センター (以下「センター」という。)

2 会館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 センターの名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(目 的)

第2条 省 略

2 センターは、コミュニティ活動の振興及び市民の福祉の増進を図るとともに、多世代の市民
による地域を越えた交流を促進し、もって市民の生きがいや人権が尊重され、心豊かで活力あ
るまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 会館は、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)-(7) 省 略

2 センターは、前条第2項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 多世代の市民による地域を越えた交流の促進に関すること

(2) 前項第2号から第7号までに掲げる事業

(休館日)

第4条 会館及びセンター (以下「会館等」という。) の休館日は、12月29日から翌年1月3日
までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定により別表第3に掲げる会館等 (以下「代行会館」
別表第2 会館

という。) の管理を行うもの (以下「指定管理者」という。) は、代行会館について、その設備
の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行会館の効用を発
揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更
し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 省 略

4 第1項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる会館以外の会館については、時宜により休館
代会館

日を変更し、又は臨時に休館することがある。

(供用時間)

第5条 会館等の供用時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。
会館

2 省 略

3 第1項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる会館以外の会館については、時宜により供用
代会館

時間を変更することがある。

(準 用)

第10条 第6条から第8条までの規定は、別表第3に掲げる会館以外の会館の施設について準用
代会館

する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、別表第3に掲げる会館以外の会館について準用する。この場合において、同
代会館

条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(使用料)

第11条 会館等の施設のうち、別表第4に掲げる施設について使用許可を受けた者（以下「使用
会館 別表第3

者」という。）は、同表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

2 別表第4の施設の種別の適用区分は、市規則で定める。
別表第3

(業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 代会館に係る第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる事業の実施に関すること

(2)-(3) 省 略

附 則

1 - 3 省 略

4 市長は、平成22年4月1日から大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例（平成21年

大阪市条例第93号) 附則第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間について大阪市立東成会館及び大阪市立玉津会館(以下「東成会館等」という。)の指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、東成会館等の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

- 5 前項の場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第4項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。
- 6 市長は、会館の指定管理者で法人であるものが一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第66条第1項の規定による合併により消滅する場合において、第15条の規定により当該合併により消滅する法人に代わり当該会館の管理を行うものを指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、当該合併に係る同法第69条第1項の合併存続特例民法法人となるものを指名し、当該合併存続特例民法法人となるものに対し、その旨を通知するものとする。
- 7 前項に規定する場合において、その指定に係る法第244条の2第5項の期間の終期は、当該合併により消滅する法人が受けた指定に係る同項の期間の末日を超えないものとする。
- 8 第6項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第6項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条

中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

- 9 市長は、連合体（契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）がセンターの指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（以下「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（当該変更により変更前の構成員による連合体が1の事業者となる場合における当該事業者を含む。以下「変更後の構成員による連合体」という。）を当該センターの管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。
- 10 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市長の定めるところにより、その行おうとするセンターの管理について、市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。
- 11 市長は、前項の申請の内容が第19条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度のセンターの管理を行うことができる」と認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を当該センターの指定管理予定者として選定してはならない。
- 12 第20条の規定は、前3項の規定により指定管理予定者を選定した場合について準用する。

別表第2（第1条関係）

<u>名 称</u>	<u>位 置</u>
<u>大阪市立市民交流センターなにわ</u>	<u>大阪市浪速区浪速西1丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターよどがわ</u>	<u>大阪市淀川区加島1丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターひがしよどがわ</u>	<u>大阪市東淀川区西淡路1丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターあさひ西</u>	<u>大阪市旭区生江3丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターあさひ東</u>	<u>大阪市旭区清水5丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターすみよし南</u>	<u>大阪市住吉区浅香2丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターすみよし北</u>	<u>大阪市住吉区帝塚山東5丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターひがしすみよし</u>	<u>大阪市東住吉区矢田5丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターひらの</u>	<u>大阪市平野区平野市町3丁目</u>
<u>大阪市立市民交流センターにしなり</u>	<u>大阪市西成区長橋2丁目</u>

別表第3 (第4条関係)

別表第2

省 略

大阪市立市民交流センターなにわ

大阪市立市民交流センターよどがわ

大阪市立市民交流センターひがしよどがわ

大阪市立市民交流センターあさひ西

大阪市立市民交流センターあさひ東

大阪市立市民交流センターすみよし南

大阪市立市民交流センターすみよし北

大阪市立市民交流センターひがしすみよし

大阪市立市民交流センターひらの

大阪市立市民交流センターにしなり

別表第4 省 略

別表第3